

時・令和5年12月14日（木）

於・特許庁9階庁議室＋WEB会議室

産業構造審議会

知的財産分科会商標制度小委員会

第35回商標審査基準ワーキンググループ議事録

目 次

1. 開 会	1
2. コンセント制度の導入に伴う商標審査基準の改訂について（議題1）	2
3. 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について（議題2）	5
4. 既存の商標審査基準の見直しについて（議題3）	7
5. 閉 会	9

1. 開 会

○根岸商標課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第35回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

事務局を担当いたします、商標課長の根岸でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本ワーキンググループは8名の委員で構成されておりますところ、本日は委員全員の皆様に御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては島並座長にお願いしたいと思います。島並座長、よろしくお願いいたします。

○島並座長 本日の議題について御紹介いたします。本日の議題は、議題1「コンセンツ制度の導入に伴う商標審査基準の改訂について」、議題2「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について」、議題3「既存の商標審査基準の見直しについて」でございます。

続きまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○根岸商標課長 では、配付資料の確認をいたします。

配付資料は、議事次第、配付資料一覧、委員名簿、資料1－1として商標審査基準改訂案4条4項、資料1－2として同改訂案8条、資料2として同改訂案4条1項8号、資料3として同改訂案既存基準、参考資料1、関連条文。

以上となります。

○島並座長 議題に入る前に、事務局から事務運営の説明をお願いいたします。

○根岸商標課長 本日は、座長である島並委員のみ対面で御出席、その他の委員の皆様におかれましては、オンラインで御出席されています。

オンラインにて御出席の委員の皆様につきましては、御発言希望がございましたらTeamsの手を挙げる機能を用いてお知らせいただくか、会話チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。こちらで確認して座長より御指名いたしますので、御発言いただく際にはマイク、カメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、会議中に音声聞こえないなど何かトラブルが発生しま

したら、随時チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

傍聴者の皆様におかれましては、常時マイクとカメラをオフにさせていただくようお願いいたします。チャット欄も御利用なさらないようお願いいたします。

また、本会議を録音することは慎んでいただくようお願いいたします。後日、議事要旨、議事録は特許庁ホームページに掲載いたします。

○島並座長 ありがとうございました。

2. コンセント制度の導入に伴う商標審査基準の改訂について

○島並座長 それでは、これより議題に入ります。

議題1「コンセント制度の導入に伴う商標審査基準の改訂について」でございます。

事務局より御説明をお願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 それでは、商標審査基準室の網谷より説明をさせていただきます。

まず、資料1を御覧ください。「第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）の審査基準案」でございます。

前回のWGにおいて御指摘をいただき、事務局で修正を加えた箇所を御説明させていただきます。

まず1ページ、「3.」でございます。この箇所という「出願人」と「(他人の) 商標権者」が共に使用し、使用する予定の商品等だと誤認をされるおそれがあるのではないかと併せて記載ぶりを分けて掲載をしてはどうかといった御意見をいただきました。

それについて、事務局では当初、当初案の記載ぶりを2つに分けてお示ししていたという経緯がございます。その際にその記載ぶりが分かりにくいといった御指摘をいただきましたので、一文にして掲載している事情がございます。そのため、今回においては一文とする体裁は、現状のままとさせていただきました。また、記載ぶりについて、「出願人」と「商標権者等の使用」に係る書きぶりを分ける修正をいたしました。加えて、文中にございました「あるいは」と記載していた箇所は、「又は」に修正をしたものでございます。

「3.」の下から3行目から始まる文章となります。修正の箇所は、「出願人が出願商標を現に使用し、又は使用する予定の商品又は役務（以下「商品等」という。）及び同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が登録商標を現に使用し、又

は使用する予定の商品等のことをいう」といたしました。

次に同じく 1 ページ目、「4.（1）混同を生ずるおそれ」の箇所でございます。

御指摘は、ここでいう「混同を生ずるおそれ」について、どの商品について混同を生ずるおそれを判断するかが必ずしも明らかではない。可能であれば、11号で抵触する商品のうち、実際に使用する商品役務についての混同のおそれの判断をするのだということが明確になるようにされたいとの御意見をいただきました。

この点について事務局で検討いたしました。まず考え方としまして、「3.」において11号で抵触する商品のうち実際に使用（予定）する商品・役務であることを記載しております。それを前提に「4.」以降の判断をしていきますので、「4.」に再度、御指摘の点を記載しなくても不明確にはならないと考え、現状のままの記載ぶりとさせていただきます。

続きまして、「4.（1）」でもう 1 つ御指摘をいただいております。それは、「第 4 条第 1 項第 11 号自体には「混同」が登場しないので、この記載ぶりでは言葉が足りないのではないか。例えば「11号の類否判断において考慮される」といった記載ぶりにすべきではないか。また、条文との関係では、混同を生ずるおそれが「ない」場合を説明するほうがダイレクトではないか」といった御意見でございました。

それについて事務局では、「第 4 条第 1 項第 11 号」は、「他人の登録商標」に係ることを明確にするといった目的から、1 行目の記載を「第 4 条第 1 項第 11 号における他人の登録商標」といった形で文言を補足いたしました。

また、「混同を生ずるおそれがない」の説明中に、「混同するおそれがある場合」と当初記載しておりましたので、ここが委員の御指摘につながったと考えております。そのため、「ある場合」といった記載を削除しまして、混同の内容を説明することを意図した「混同を生ずるおそれ」のみの記載といたしました。該当する箇所は、1 ページ目最下段にございます「混同するおそれのみならず」といった点及び 2 ページ目の上から 3 行目「混同するおそれをもいう」といった箇所にそれぞれに「ある場合」、「混同するおそれがある場合」となっていたのをこの 2 ヲ所とも修正を加えております。

続きまして、2 ページ目「4.（3）考慮事由」でございます。こちらでは、形式的な修正を幾つか加えております。

まず、冒頭に当初「本項における」といった頭文字がついておりましたが、これを削除いたしました。

続いて、中央部にございます「⑧商標の使用態様その他取引の実情としては」の後ろに続きます「例えば」の後に句点を1つ追記しております。

また、1ページの「3.」において「商品又は役務」を「商品等」として読み替えておりますが、反映できていない箇所が2点ございました。まず、1つ目ですが、「b. 商標の使用方法」の上から3つ目の「打ち消し表示」の例中に1ヵ所、「特定の他者の業務に係る商品等であること」と修正いたしました。また、「c. 使用する商品等」のタイトル中にごございます「商品等」についても修正を加えております。

続きまして、3ページでございます。「4.（4）将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる事情」についてでございます。

御指摘は、下から3行目の「そのため、将来の混同のおそれを否定する方向に考慮することができる事情は、上記事情のうち、将来にわたって変動しないと認められる事情とする」という文章が分かりにくいとの御意見をいただいております。ついては、御指摘を踏まえ、「そのため」より前にある文章を補足する修正を行いました。修正した箇所は、（4）中の上から2行目「査定後に変動し得る事情に基づいて併存登録された場合、それら商標の使用によって、将来両商標の間に混同を生ずるおそれが否定できない」といった形に変更いたしました。

最後に、3ページでございます。「4.（5）混同を生ずるおそれが認められる場合」でございます。御指摘は、当初の記載では例えば（4）②の証拠に限定されているように読める、①も含むことが分かるような表現ぶりがよいのではないかという点と、「証拠」を提出するのは（4）の場合に限られるのか、（3）の考慮事情に関連して何らかの証拠を出すことは含まれないのかとの御意見をいただきました。そのため、御指摘を踏まえ「証拠」の提出は（3）、（4）でも想定されるため、（5）から「証拠」に関連する記載は削除しまして、新たに冒頭に「上記（1）から（4）を踏まえ審査をした結果、混同を生ずるおそれが認められるとの心証を得た場合には」といった文言に修正を加えました。また、この修正に合わせて文章全体を整える修正も加えております。

資料1－1の説明は以上となります。

続きまして、資料1－2、8条について説明させていただきます。

8条の修正箇所は、新設されました「6.」について、基準の項番がさきにお示した資料では記載されておりました。そのため今般、新たに上から2行目の説明文中でございす、「この基準第3の十九（第4条第4項）2. 及び4. を準用する」という形

で番号を補足しております。

8条の修正箇所の説明は以上となります。ありがとうございました。

○島並座長 ありがとうございました。事務局から4条4項及び8条につきまして、前回ワーキンググループの議論を踏まえて、修正された基準案の説明がございました。それぞれの基準案について、御質問等ございましたらお願いいたします。

特に御意見はございませんでしたので、本ワーキンググループとして、本基準案について御了解をいただけたものとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題1につきましては、事務局提案のとおりまとめさせていただきます。

3. 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について

○島並座長 次の議題に移らせていただきます。議題2は、「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について」でございます。

事務局より御説明をお願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 それでは、資料2を御覧ください。こちらは「第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）の審査基準案」でございます。こちらも前回のワーキングで御指摘をいただき、事務局が修正を加えた箇所を説明させていただきます。

まず冒頭の1ページ目でございます。当初案には商標法施行令の後ろに「パブリックコメントで示された案」という形で記載されておりましたが、こちらの文言については削除いたしました。

続きまして、2枚目でございます。「2.（1）」を御覧ください。御指摘は、当初案における（1）の下から2行目の「当該他人に係る商品又は役務等との関連性をも勘案して判断する」とした記載よりも、当該他人について想起・連想される商品のほうが分かりやすいのではないかといった御指摘と、何かしらの例があるほうが分かりやすいのではないかといった御意見をいただいております。

その点につきまして事務局で検討させていただきました。まず記載ぶりについては、「関連性」の記載を前に出しまして、「当該他人と関連性を有する商品又は役務等」と修正いたしました。また、例の掲載について御指摘をいただいておりますが、この点については人格権保護の見地からいずれも判断するため、個別具体的な判断が必要となること

が考えられますので、今回例示することは難しいと考え、見送らせていただきました。

次に「２．（２）」でございます。まずタイトル等に関連する御指摘をいただきました。この点、「需要者に広く認識されている」については、条文ごとに幾つもあり、同じ言葉の中でも周知性の違いがあるところ、商標の周知性に加えて、氏名の周知性も加わるため、「氏名」の文言を追加して明確にしてほしいとの御意見でした。そのため、御意見を踏まえまして、タイトル中に「氏名」を追記しまして、「需要者の間に広く認識されている氏名」と修正し、説明にも併せて「氏名」の文言を追記した次第でございます。

同じく「２．（２）」でございます。こちらの内容に関する御指摘もいただきました。御指摘は、10号との差分について、なお書きは理解したが、本文について、10号の基準を見ると、「全国的」や「一地方」と書き下されているが、本案における「相当程度」との言い換えは、深読みしてしまうのではないかとといった御指摘をいただくとともに、記載ぶりの提案として、例えば「「需要者の間に広く認識されている」の判断に際しては、人格権保護の見地から」といった御提案をいただきました。ついては、御指摘を踏まえまして、「なお」より前の説明ぶりを全て削除し、深読みが発生しないようなシンプルな形での説明のみとした修正を行いました。

削除した箇所を念のため御説明させていただきます。当初案では、「「需要者の間に広く認識されている」は、商標の使用をする商品又は役務の分野の相当程度の需要者に認識されている場合をいう。」の文言がございました。その点を削除した次第でございます。

続いて、（２）の最下段でございます。「当該他人を想起・連想しうるかどうかに留意する」の箇所については、当初、「連想」の記載はございませんでした。ただ、事務局で全体を見直した際に、５．の「含む」に記載されている「他人を想起・連想」は判決から引用しているものであり、当該箇所においても同様の使い方をして差し支えないと判断しまして、「連想」の文言を追記しました。

なお、事務局としましては、「想起・連想」を一つのものとして捉えており、「想起」と「連想」それぞれの意味の内容を分けて、そこから「連想」を「想起」よりも広く解釈するといったことを想定しているものではない点、補足の説明をさせていただきます。

４条１項８号の説明及び修正の箇所は以上となります。ありがとうございました。

○島並座長　ありがとうございました。

事務局から４条１項８号につきまして、前回ワーキンググループの議論を踏まえて、修正された基準案について御説明がありました。御質問等ございましたらお願いいたします。

橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 橋本です。御説明いただき、どうもありがとうございました。

弁理士会で検討させていただきましたときに、2. の(2)で新たに付け加えられた部分に関して、想起、連想というところの連想が加わった部分がどういうことだったのかと疑問を持ちまして、既に先ほど御説明いただきましたように、5. と記載ぶりを合わせたということでしたので、その点について理解いたしました。

それで、想起と連想で別々のものというわけではなくて、想起、連想で1つのものであるということで、例えば連想が加わったからといって、特に広く人格権が認められる、例えばだじゃれみたいな名前まで拡大されるということではないかと納得しておりますが、説明会等ありましたら、その点を御説明いただけるとありがたいかと存じます。よろしく願いいたします。

○島並委員 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

橋本委員から一つ御意見をいただきましたけれども、基準案の修正までを求めるものではないと了解いたしました。

特にその他御意見はございませんでしたので、本ワーキンググループとして、本基準案について御了解をいただけたものとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題2につきましても、事務局御提案のとおりまとめさせていただきます。

4. 既存の商標審査基準の見直しについて

○島並座長 最後の議題に移らせていただきます。議題3は、「既存の商標審査基準の見直しについて」でございます。

事務局より御説明をお願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 それでは、事務局より説明させていただきます。資料3を御覧ください。

これは、既存の審査基準中の記載において、国際分類の改訂があったものですとか誤記、条文が改正されたことによる条文番号の変更等をお示ししているものとなります。

まず1ページ目を御覧ください。第3条第1項柱書に関連する修正でございます。「6.

立体商標」に関連する記載について、衛生マスクの例を挙げております。こちらについては、国際分類において、「衛生マスク」の分類が「第5類」から「第10類」に移行したことから区分の記載を変更いたしました。また、第3条第1項柱書の拒絶理由の対象となる「衛生マスク」以外の指定商品の表示についても、第10類に属する「医療用手袋」に修正を加えております。

続きまして、2ページを御覧ください。こちらも第3条第1項柱書に関連する修正でございます。「11. 位置商標について」です。これは、「【商標の詳細な説明中】」に、「包丁の柄」との記載がございますが、「【指定商品(指定役務)】」中の「はさみ類」「すみつば類」のみならず「刀剣」についても「包丁の柄」は存在しないので、「【指定商品(指定役務)】」から「刀剣」の表示を削除するとともに、(解説)の記載中の「刀剣」の部分についても削除いたしました。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらは、第4条第1項18号に関連する条文でございます。今般新たに政令が加わったことによりまして、記載している条文の番号が変更となりましたので修正を加えております。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらは第6条に関連する修正でございます。さきに御説明しました「衛生マスク」の分類が、「第5類」から「第10類」に移行したことに伴う修正をこちらでも加えております。

最後に、5ページを御覧ください。こちらは第68条に関連する修正でございます。これは、法改正に伴い、引用している条文の番号が変更となりましたので、関連する箇所について修正を加えたものとなっております。

以上が資料3、既存の商標審査基準中の修正を加えた箇所の説明となります。ありがとうございました。

○島並座長 ありがとうございました。事務局から既存の商標審査基準に関する改訂案について御説明がございました。御質問等ございましたらお願いいたします。

いずれにつきましても、国際分類の改定等に伴う形式的な改訂ということですので、なお誤りがあってはいけませんので、お気づきの点がございましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見はございませんでしたので、本ワーキンググループとして本基準案について御了解をいただけたものとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題3につきましても、事務局提案のとおりまとめ

させていただきました。

○島並座長 以上をもちまして、本日予定されていた議題は終了いたしました。

最後に、事務局から今後の予定について御連絡をお願いいたします。

○根岸商標課長 御審議いただきまして、ありがとうございました。

本日御審議いただいた商標審査基準改訂案につきましては、所要の手続を経た後、パブリックコメントに付し、その後最終的な改訂案を取りまとめ、次回の第36回商標審査基準ワーキンググループにて御審議いただきたいと考えています。

次回のワーキンググループの詳細につきましては、追って御連絡差し上げます。

○島並座長 ありがとうございます。続いて事務局から、さらに補足をお願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 1点だけ補足させていただきたいと思います。

先ほど橋本委員から説明会の御指摘がございましたけれども、現在、弊庁において法改正に関連する説明会を随時年度中に開催しております。こちらは、不競法等に関連する条文に関連する四法共通の法改正の説明会でございます。これについては、条文の改正にとどまる説明をさせていただいていると理解しております。

私どもがお伝えしております説明会というものは、これではなくて、皆様に個別に説明させていただく説明会でも結構ですし、あるいは、新たに次年度以降に行われる説明会において、審査基準等を丁寧に説明する機会をいただければと考えております。

また、開催の方式等については、主催団体様にそれぞれ御相談をさせていただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひできればと思っております。

以上でございます。

○島並座長 ありがとうございます。ほかの皆様、最後に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第35回商標審査基準ワーキンググループを閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

5. 閉 会